

Ⅷ 温泉利用許可申請

1 温泉利用許可申請が必要な場合

温泉には種々の成分が含まれており、中には人体に有害なものも皆無ではなく、また、用法によっては人体に害を与えるものも少なくないことから、温泉の適正な利用を確保するため、温泉を公共の浴用又は飲用に供するにあたってはこの許可が必要となります。

「浴用」は入浴に限らず、温泉プールや温浴療法も含まれます。また、温泉水を一般に販売する場合や運搬した温泉水を浴用として用いる場合にもこの許可が必要となります。

「飲用」には直接、飲用する他、原料として使用する場合も含まれます。ただし、何らかの処理を行い温泉本来の特性を失っている場合は「飲用」には含まれません(酒の醸造等)。

この許可申請については、温泉法において審議会の意見を聴くことは規定されていません。

2 温泉利用許可申請について

(1) 申請書類

沖縄県温泉法施行細則第17号様式による(107ページ)。

(2) 添付書類

添付書類は「温泉法施行規則(省令)で定められた書類」、「温泉法施行細則で定められた書類」、「審査の参考とする書類」を添付する必要があります。

●温泉法施行規則(省令)で定められた書類

①	飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
②	申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面(法人の場合にあつては役員全員が該当しないことを証する書類) ・ 所定の様式なし ・ 法人の役員全員の記名押印又は署名による誓約(書面は1枚にまとめてもよい)

●温泉法施行細則で定められた添付書類

①	温泉を利用する権利を有することを証明する書類 ・ 土地の登記簿、借地契約書の写し、分湯に関する契約書の写し等
②	温泉成分分析書の写し
③	温泉利用施設の平面図及び構造図並びに施設の概要 ・ 図面類は可能な限りカラー(意匠配色)のもととすること。 ・ 1日の温泉水の利用予定量、換気装置や可燃性ガスセパレーター・検知器等の位置、飲用に係る蛇口の位置やコップの配置など、施設の運用に関することや図面では判断しにくいものを補足すること。
④	温泉の位置図及び温泉を採取してから排水処理に至るまでの配管図 ・ 温泉利用施設から河川又は海域までの排水処理方法を明らかにすること。 ・ 排水地点が道路側溝、河川、海域等で、特に管理者等との協議を必要とする場合にあっては協議の状況を明らかにした書面

⑤	浴槽及び貯湯槽の平面図及び断面図並びに容積算定表 ・温泉水利用量を確認するため、より正確に示すこと。
---	---

●**審査の参考とする添付書類**

以下の書類については、利用施設の場所や周辺の自然環境の状況によって異なりますので、事前に自然保護課と調整してください。

①	法人の場合にあつては登記事項証明書の写し ・法人の役員全員の誓約書が提出されているかを確認するため写しを提出。
②	温泉利用施設及び付近の見取り図 ・25,000分の1及び3,000分の1程度の地図
③	温泉成分揭示届出書(第12号様式) ・温泉法施行規則第10条で定められた揭示の内容を明らかにすること。 ・揭示の場所を明らかにした平面図を添付すること。
④	浴用利用の場合において温泉水に総硫黄が2mg/kg以上含まれる場合及び飲用利用の場合において温泉水にひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸が含まれる場合においては、温泉利用基準を満たすことを明らかにした書類(122ページ参照)
⑤	温泉水とかけ湯等の温泉水以外の排水を個別に処理する必要がある場合にあつては、それぞれが混入しない構造であることを証する図面
⑥	源泉、温泉利用施設の各部及び排水処理施設等を写した天然色写真
⑦	温泉水を排水する地点の周辺に特に配慮を要する動植物の生育・生息地等がある場合にあつては、温泉排水等による影響を回避・低減する措置の検討状況を記した書類

(3) **温泉利用許可の有効期間**

許可の有効期間はありません。

(4) **温泉利用許可申請の処理期間**

基本的に1ヶ月程度かかります(営業開始予定日に余裕を持って申請してください)。

(5) **温泉の成分等の揭示事項(法第18条、法施行規則第10条)**

温泉を浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条において、施設毎の見やすい場所に以下の内容を掲示することが義務づけられています。そのため、温泉利用施設の許可申請を行う時又は再分析等により揭示の内容を変更する時は、温泉成分等揭示届出書(第12号様式)を提出しなければなりません。

【揭示事項】

- ①源泉名
- ②温泉の泉質
- ③源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- ④温泉の成分
- ⑤温泉の成分の分析年月日
- ⑥登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑦温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

- ⑧温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ⑨温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- ⑩温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- ⑪浴用又は飲用の禁忌症
- ⑫浴用又は飲用の方法及び注意
- ※適応症は温泉法での掲示義務はありませんが、掲示を行う場合には同様式の所定の欄に記入し、県知事の確認を受ける必要があります。

(6) 温泉利用者の義務について

義務事項	提出期限	様式
温泉利用者は温泉成分の分析を受けた日から10年以内に再分析を受け、30日以内に掲示の内容を変更しなければならない。予め、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。	30日以内	第20号様式
譲渡又は相続等によって温泉を採取することになった者(土地の所有又は温泉権が移った場合)は温泉採取者変更届出書を提出しなければならない(※)	20日以内	第24号様式
温泉源から温泉を採取する者は毎年4月末日までに、報告する年の3月31日以前の1年間における温泉の温度及びゆう出量等を知事に報告しなければならない。	4月末日	参考様式 (119ページ)
温泉利用施設の管理者は毎年4月末日までに報告する年の3月31日以前の1年間における施設及び利用の状況を報告しなければならない。		

※温泉利用施設の譲渡等を伴う場合、新たに温泉利用許可を受ける必要があります。

(7) 変更及び廃止にかかる各種届出について

届出事項	提出期限	様式
温泉採取者及び掘削許可等を受けた者がその住所又は氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき	20日以内	第25号様式
温泉を公共の浴用又は飲用に供する者がその住所又は氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称)を変更したとき		第26号様式
<ul style="list-style-type: none"> ・温泉の採取をやめたとき、又は採取が不能となった場合 ・第11条の許可を受けて装置した動力装置を廃止したとき ・温泉を公共の浴用又は飲用に供することを廃止したとき ・温泉の採取者又は温泉の利用者が死亡又は解散したことにより上記の理由に該当したとき 		第27号様式

(8) 温泉利用許可の承継について

許可を受けた法人が合併又は分割する場合及び許可を受けた者が死亡した際に掘削の事業の相続が行われた場合(死亡後60日以内に限る)、都道府県知事の承認を受けることで、許可を承継することが可能となっています。

地位承継承認申請様式は、法人の合併又は分割の場合は第18号様式、相続の場合は第19号様式となりますので、省令で定められた書類を添付して申請してください。

なお、譲渡の場合、承継の対象とはなりませんので、改めて許可を取り直す必要があります。

※法人の合併又は分割の場合における承認の要・不要は12ページを参照してください。

(9) 留意事項

- ①温泉利用施設の変更を行う場合は、大小に関わらず新たにこの許可を受ける必要があります。
- ②温泉利用施設の譲渡が行われた場合、同一施設であっても、改めてこの許可を受ける必要があります。
- ③温泉利用許可は原則的に浴槽、蛇口又はこれに類する施設毎であるが、同一源泉から引湯し、お互いに近接した施設において利用され、各施設間の成分に差異がないと認められる場合、一括して申請してもかまいません(ただし、温泉プール等の外湯は内湯とは別個の申請で扱います)。
- ④温泉成分分析書は原則的に蛇口(加水、消毒等を行う前)で採取した温泉水の分析結果となります。源泉側で分析したものを添付した場合、利用施設までの距離によっては再分析を求める場合がありますので、事前に相談してください。
- ⑤審査にあたっては施設の確認を行いますので、その際は申請人の立ち会いを求めます。
- ⑥この許可は温泉を浴用又は飲用に供する行為に対する許可ですので、「営業許可」ではありません。浴場業、旅館業を営業する場合には別途「公衆浴場法」、「旅館業法」の許可を受ける必要があります。